

「地域密着型介護老人福祉施設」

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定第0495100133号)

当施設はご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。「要介護1、2」の方であっても、適切な市町村の関与のもと特例的に入所を認められますことがあります。

☆ ☆ 目 次 ☆ ☆

1. 施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	7
7. 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8. 個人情報報の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10. 看取り介護について	

*別項料金表

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 自生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木581番1
(3) 電話番号 022-394-5545
(4) 代表者名 理事長 菅野 紀夫
(5) 設立年月日 平成3年9月19日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設 平成23年5月1日指定
仙台市指定第0495100133号
- (2) 施設の目的 地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じて、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共有施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難であり、かつ、原則として施設と同一市町村の住民の方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム自生苑サテライト
- (4) 施設の所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木531番4
- (5) 電話番号 022-397-9916
ファックス 022-394-1201
- (6) 施設長(管理者) 大友 一則
- (7) 当施設運営方針

- ① 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
- ② 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスの提供に努めます。
- ③ 施設は、明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係行政、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者と地域の保健・医療・福祉・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 開設年月日 平成23年5月1日
(9) 入所者定員 ユニット型29名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備を用意しています。希望される居室をお申し出下さい。(但し、ご契約者様の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります)

(居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等との協議の上決定するものとします)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	29 室	1 ユニット 10 室×2、1 ユニット 9 室×1
共同生活室	3 室	1 ユニット 1 室
浴室	2 室	各階 1 室

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費・施設・設備

項目	金額 (第4段階)	備考
食材費	1, 445 円	1, 2, 3 段階の方は別項料金表参照
居住費 (ユニット型)	2, 006 円	1, 2, 3 段階の方は別項料金表参照

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用金を負担いただきます

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	実人員
苑長(管理者)	1 名
生活相談員	1 名(※)
介護支援専門員	1 名(※)
管理栄養士	1 名(※)
医師	1 名
看護職員	2 名
介護職員	17 名

※ 生活相談員と介護支援専門員は、兼務している場合があります。

※ 管理栄養士は、本体施設配置の管理栄養士が兼務している場合があります。

＜主な職種の勤務体制＞ 行事等により下記と異なることもあります。

職 種	勤 務 体 制		
医師	内科 菅原医師	毎週火曜日	14：00～15：00
介護職員	標準的時間における最低配置人員		
	早朝（早番）	6：00～15：00	2名
	日中（平常）	9：00～18：00	3～5名
	（遅番）	10：30～19：30	2名
	夜間（夜勤）	16：30～翌9：30	2名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	9：00～18：00		1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについては下記の内容があります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合
- ・利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

（1）介護保険の給付対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割、8割、7割の何れか)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（食材費は別途）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望により特別食を、共同生活室もしくは個室等にて提供致します。

食事開始の目安

朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：17時～

②入浴：適切な方法で、入浴の援助を行います。

③清拭：入浴が出来ない場合は、適切な方法で清拭の提供を行います。

④排泄：排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練：機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理：医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料(1日あたり)＞ (契約書第5条参照) *

サービスの利用料は、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額をお支払いください。

(サービスの利用料は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

- ☆ サービス利用料 (1日あたり) は、別項料金表のとおりです。ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

※食事の提供に要する費用 (食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額 (1日あたり) のご負担となります。

※居住に要する費用 (室料及び光熱水費)

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、室料及び光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)のご負担となります。

・外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが7日目からは別料金が発生します。

(2) (1) 以外のサービス (契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は材料代等の実費を参加人数に応じて按分していただきます。

② アルコール飲料、嗜好品その他(お酒、煙草等)

ご契約者がアルコール飲料、嗜好品、その他健康に影響を与える可能性のある飲食

物等(お酒、煙草等)の摂取を希望される場合は、当施設にご相談いただいた上、別に定める指針に則って飲酒等を許可いたします。ご契約者の状態によっては、医師による意見書・診断書等を求める場合があります。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑤ 電化製品の使用

電化製品を持ち込み、使用される際は、1 製品につき月額 5 0 0 円をお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1) (2) の料金・費用は、ご利用月の末日で締めて翌月請求となります。請求書発行月の月末までに以下の方法でお支払下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 当施設指定金融機関口座からの自動引き落とし

② 当施設指定金融機関への振込

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力機関において診療を受けることができます。また、入院が必要となった場合には主治医が適切な病院への紹介を行います。

▼協力医療機関

医療機関の名称	菅原医院		アート歯科クリニック
所在地	仙台市太白区秋保町長袋字大原 31-1		仙台市青葉区角五郎 2-17-12
診療科	内科		歯科
医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院		
所在地	宮城県仙台市青葉区中央 4-5-1		
診療科	内科、神経内科、消化器内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、婦人科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、健診センター		
医療機関の名称	仙台赤十字病院		
所在地	宮城県仙台市太白区八木山本町 2-43-3		
診療科	腎臓内科、血液内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、精神科、糖尿病代謝科、禁煙外来、脳神経内科、外科、整形外科、歯科口腔外科、産科・婦人科、新生児科、小児科、小児外来、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科		

6.施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができですが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

（契約書第 13 条参照）

①	要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
②	要介護認定によりご契約者の心身の状況が要介護 1 又は 2 と判定された場合 （但し、ご契約者が平成 27 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、及び適切な市町村の関与のもと特例的に入所を認められた場合は、本号は適用されません。）
③	事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
④	施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤	当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥	ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦	事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第 16 条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者(家族、身元引受人等も含む)の行動が暴力・暴言等により、サービス従事者又は他の利用者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは契約者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ ご契約者(家族、身元引受人等も含む)が解決しがたい要求を繰り返し行い、サービス従事者の業務を妨げた場合。
- ⑥ ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑦ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑧ 施設長が運営上入所の継続について困難であると判断し、その指示に従わない場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院時、6 日間以内の短期入院の場合：
6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。また、その場合に発生する利用者負担があります。
- ② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合：
3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありませんが、7 日目以降は居住費として毎日 2,006 円を居住費としてお支払いいただきます。
- ③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合：
3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません。

7. 事故発生時の対応

サービス提供時において事故が発生した場合、または病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ、速やかに仙台市及び入所者の家族等に連絡します。

また施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には施設と施設が契約する損害保険会社と協議の上、損害賠償を速やかに行います。

ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

8. 個人情報情報の取り扱い

事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た情報を、別紙「個人情報情報の取り扱いについて」の規定に従い適正に取り扱います。

9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 苦情解決責任者（施設長） 大友 一則

事務長 岡崎 保弘

介護支援専門員兼生活相談員 赤井 佐和

介護主任 下田 将英

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：30～17：30

又、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 第三者委員：

評議員 仲嶋 正雄 022-394-2271

七ヶ浜民生委員 佐藤 篤子 022-364-4862

(3) 行政機関その他苦情受付

青葉区役所障害高齢課介護保険係	青葉区上杉 1 丁目 5-1	Tel.225-7211
宮城総合支所保険福祉課福祉係	青葉区下愛子字観音堂 5	Tel.392-2111
仙台市健康福祉局保険高齢部	青葉区国分町 3-7-1	Tel.214-8318
介護事業支援課施設指導係		
宮城県国民健康保健団体連合会	青葉区上杉 1 丁目 2-3	Tel.222-7070
宮城県社会福祉協議会	青葉区本町 3-7-4	Tel.716-9674
福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会		

10. 看取り介護について（自生苑サテライト看取りに関する指針）

（1）当施設における看取りの理念

看取り介護とは、終末期を迎えようとする方に、契約者の意向ならびに身元引受人の意向を最大限尊重し、身体的苦痛・精神的苦痛を可能な限り緩和し、死に至るまでの間充実した暮らしを送っていただくことを目的とし援助することです。

（2）看取り介護の対象者

医師による診断において、回復の見込みがなく医療機関での処置等もその状態からの判断では適さないとしたとき、医師より、契約者または身元引受人にその説明が行われ同意が得られた場合に、その契約者が対象者です。

（3）看取り介護の開始

前2項を踏まえ、契約者または身元引受人が終末期を迎える場所として施設を選択し、それに対し施設側が看取り介護について十分な説明をし、契約者の意向または身元引受人の意向を最大限尊重した介護計画を作成、その旨に対する同意を得てから看取り介護が開始されます。

（4）看取りの体制

看取り介護のケアに携わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、栄養士、介護職員などが協働し、看取り介護に関する計画書を作成、原則として契約者または身元引受人へ説明し、同意を得てケアを行います。

必要に応じ適宜、計画内容を見直し修正します。

（5）看取り介護の手順

- ・身元引受人に対し医師から対象者についての状態を説明し、病院での治療、または施設での看取りの選択を決定していただきます。

- ・契約者または身元引受人に対し施設における医療体制の理解を得る。

（常勤医師の配置がないこと、医師とは協力医療機関と連携し必要時24時間の連絡体制を確保し、健康上の管理に対応すること、夜間は看護師が不在で緊急の連絡時に施設にかかけつけるオンコール体制であること）

- ・病状の変化に伴う緊急時の対応については看護師が医師と連絡を取り判断する。

- ・身元引受人との24時間連絡体制を確保しておく。

（夜間連絡を拒否または希望しない身元引受人はこの限りではない）

- ・看取り介護の実施については個室または静養室での対応とする。

※多床室の場合、個室が確保できれば上記の限りではない。

- ・身元引受人が希望する場合、宿泊を許可し安らかな時間を過ごせるよう配慮する。

1：看取り介護に対する身元引受人の同意を得ること

看取り介護説明時、医師、生活相談員、看護師、介護員などの参加
看護記録に記載

2：医師の指示⇒看護師

3：看取り介護計画書作成（変更修正）

4：経過観察記録

5：ケアカンファレンスの記録

6：看取り介護終了後の振り返り

（6）看取り介護の具体的支援内容

1：利用者に対する具体的支援

＊ボデイケア（医師の指示に基き必要な点滴、処置は看護師が行う）

バイタルサインの確認

環境整備

安全・安楽への配慮

清潔への配慮

栄養・水分の管理

排泄への援助

＊メンタルケア

身体的苦痛の緩和

コミュニケーションを重視

ブライバシーへの配慮

ニーズに沿う態度で接する

2：身元引受人に対する支援

身元引受人の身体的、精神的負担の軽減を配慮

死後の援助を行う

3：夜間緊急連絡と対応について

介護員が担当看護師（オンコール）に連絡し指示を仰ぐ

4：協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関と連携をとり、365日24時間の連絡体制をとって
いる

5：責任者

夜間緊急対応及び看取り介護については看護主任を責任者とする

地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム自生苑サテライト

令和 年 月 日

説明者 職名

氏名

⑪

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

⑫

身元引受人 住所

氏名

⑬

身元引受人 住所

氏名

⑭

別項 料金表

(令和 6 年 6 月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サライト

＜地域密着型介護老人福祉施設長期入所介護サービス利用料金＞

1日の利用料金 (1 割負担)

(1単位 10.27 円)

契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位				
看護体制加算(Ⅰ)イ	6 単位				
看護体制加算(Ⅱ)イ	13 単位				
栄養マネジメント強化加算	11 単位				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数				
合計単位	833 単位	932 単位	1,018 単位	1,099 単位	1,178 単位
合計金額	8,756 円	9,576 円	10,454 円	11,285 円	12,093 円
介護保険から給付	7,881 円	8,619 円	9,409 円	10,157 円	10,884 円
サービス利用に係る自己負担額	875 円	957 円	1,045 円	1,128 円	1,209 円

介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要介護1 875 円	第1段階	880 円	300 円	2,055 円
	第2段階	880 円	390 円	2,145 円
	第3段階①	1,370 円	650 円	2,895 円
	第3段階②	1,370 円	1,360 円	3,605 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,386 円
要介護2 957 円	第1段階	880 円	300 円	2,137 円
	第2段階	880 円	390 円	2,227 円
	第3段階①	1,370 円	650 円	2,977 円
	第3段階②	1,370 円	1,360 円	3,687 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,468 円
要介護3 1,045 円	第1段階	880 円	300 円	2,225 円
	第2段階	880 円	390 円	2,315 円
	第3段階①	1,370 円	650 円	3,065 円
	第3段階②	1,370 円	1,360 円	3,775 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,556 円
要介護4 1,128 円	第1段階	880 円	300 円	2,308 円
	第2段階	880 円	390 円	2,398 円
	第3段階①	1,370 円	650 円	3,148 円
	第3段階②	1,370 円	1,360 円	3,858 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,639 円
要介護5 1,209 円	第1段階	880 円	300 円	2,389 円
	第2段階	880 円	390 円	2,479 円
	第3段階①	1,370 円	650 円	3,229 円
	第3段階②	1,370 円	1,360 円	3,939 円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	4,720 円

別項 料金表

(令和6年8月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

<地域密着型介護老人福祉施設長期入所介護サービス利用料金>

1日の利用料金 (2 割負担)

(1単位 10.27 円)

契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位				
看護体制加算(Ⅰ)イ	12 単位				
看護体制加算(Ⅱ)イ	23 単位				
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46 単位				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数				
合計単位	924 単位	1,005 単位	1,091 単位	1,174 単位	1,254 単位
合計金額	9,494 円	10,325 円	11,203 円	12,058 円	12,877 円
介護保険から給付	7,596 円	8,260 円	8,963 円	9,647 円	10,302 円
サービス利用に係る自己負担額	1,898 円	2,065 円	2,240 円	2,411 円	2,575 円

介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要介護1 1,898 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,409 円
要介護2 2,065 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,576 円
要介護3 2,240 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,751 円
要介護4 2,411 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	5,922 円
要介護5 2,575 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	6,086 円

別項 料金表

(令和 6 年 8 月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

＜地域密着型介護老人福祉施設長期入所介護サービス利用料金＞

1日の利用料金 (3 割負担)

(1単位 10.27 円)

契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本報酬	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位				
看護体制加算(Ⅰ)イ	12 単位				
看護体制加算(Ⅱ)イ	23 単位				
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46 単位				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記各単位の合計に 14 %を乗じて得られた単位数				
合計単位	924 単位	1,005 単位	1,091 単位	1,174 単位	1,254 単位
合計金額	9,494 円	10,325 円	11,203 円	12,058 円	12,877 円
介護保険から給付	6,646 円	7,228 円	7,843 円	8,441 円	9,014 円
サービス利用に係る自己負担額	2,848 円	3,097 円	3,360 円	3,617 円	3,863 円

介護サービス自己負担額	利用者負担段階	居住費	食費	自己負担額合計
要介護1 2,848 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	6,359 円
要介護2 3,097 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	6,608 円
要介護3 3,360 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	6,871 円
要介護4 3,617 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	7,128 円
要介護5 3,863 円	第1段階	円	円	円
	第2段階	円	円	円
	第3段階①	円	円	円
	第3段階②	円	円	円
	第4段階	2,066 円	1,445 円	7,374 円

【その他の加算】

☆その他介護給付サービス加算(契約書3、5条参照)

(1単位 10.27 円)

加算	算定条件
初期加算 (30単位/日)	利用者が新規に入所および30日を超える入院後再び入所した場合、30日間算定します。
安全対策体制加算 (20単位/回)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることで、入所時に1回を限度として算定します。
入院・外泊時加算 (246単位/日)	利用者が入院又は外泊をした場合、1ヶ月に6日を限度として算定します。 (但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
療養食加算 (6単位/食)	医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合に算定します。 (1日3回が限度)
看取り介護加算 ・死亡日 (1,280単位) ・死亡前日及び前々日 (680単位) ・死亡日以前4～30日 (144単位/日) ・死亡日以前31～45日 (72単位)	医師によって回復の見込みがないと判断された利用者には、医師・看護師・介護職員、栄養士、生活相談員の共同のもと、本人又は家族等の同意を得て看取り介護を行った場合に算定します。
科学的介護推進体制加算 ・Ⅰ(40単位/月) ・Ⅱ(50単位/月)	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出することで算定します。加算Ⅱにおいては、加えて疾病の状況も提出します。
特別通院送迎加算 (594単位/月)	透析を要する入所者であって、その家族等による送迎が困難であるなどやむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に算定します。
協力医療機関連携加算 (100単位/月) ※令和7年4月1日からは50単位/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、その病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していることで算定されます。 ※急変時に相談対応する体制を常時確保し、施設からの求めに応じて診療を行う体制を常時確保し、急変時に入院を要すると認められた場合に原則受け入れる体制を確保している医療機関であることが条件です。それ以外の医療機関との連携の場合は5単位/月となります。
退所時情報提供加算 (250単位/回)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、その心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定します。
新興感染症等施設療養費 (240単位/日)	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、その感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
退所時栄養情報連携加算 (70単位/回)	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者を対象とし、管理栄養士がその入所者の栄養管理に関する情報を退所先の医療機関等に提供した場合1月に1回を限度に算定します。
再入所時栄養連携加算 (200単位/回)	入所者が退所して病院又は診療所に入院し、退院後に再度当入所する際、その者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要としとなり、施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として算定します。

別項 料金表

(令和 6 年 8 月改定)

特別養護老人ホーム自生苑サテライト

ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。

(契約書第 18 条、第 21 条参照)

1. サービス利用料金	2,675 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,407 円
3. 自己負担額 (1 - 2)	268 円
4. 居住費	円
5. 自己負担額合計	2,274 円

※ 7 日以降については居住費のみの負担となります。

【介護保険給付対象外サービス】

サービス利用項目	利用料金等の説明
外食等による特別な食事	実費自己負担
理容サービス	実費自己負担
日用品・消耗品・嗜好品	実費自己負担
レクリエーション	施設による行事以外を希望される方は実費自己負担
クラブ活動	施設によるクラブ活動以外を希望される方は実費自己負担
複写物の交付	10 円/枚
電化製品の持ち込み、使用	1 製品につき 500 円/月

契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に 居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1 日あたり) 居住費含む。

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	10,762 円	11,582 円	12,460 円	13,291 円	14,099 円

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までに説明します。

高額介護サービス費

自己負担額が、ある一定額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻され、負担が軽くなります。

負担段階(*)	負担区分条件	上限額 (月額)
第 1 段階	生活保護世帯または本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人。	15,000 円(個人)
	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人。	
第 2 段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第 2 段階以外の人。	24,600 円(世帯)
第 4 段階	上記以外で、世帯内に住民税の課税所得が 145 万円以上の第 1 号被保険者 (65 歳以上) がいない人。	37,200 円(世帯)
	世帯内に住民税の課税所得が 145 万円以上の第 1 号被保険者 (65 歳以上) がいる人。(注) ただし、同一世帯にいる第 1 号被保険者の収入合計が 520 万円 (世帯内の第 1 号被保険者が本人 1 人のみの場合は 383 万円) に満たない場合には 37,200 円になります。	44,400 円(世帯)

＊世帯全員が市町村住民税非課税の方 (市町村民税非課税世帯非課税者) や生活保護を受けておられる方は、その段階に応じて施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。